

2025年度 運輸安全マネジメントの取り組みについて、

2025年 4月 1日

株式会社 新庄輸送サービス

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、又、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定（P）・実行（D）・チェック(C)・改善(A)のサイクルを確実に実行し、安全対策を継続的に推進する事により、全社員が一丸となった高い安全意識で業務を遂行し、更なる輸送の安全の向上に繋げる。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

安全基本方針

輸送の「安全」を第一に「お客様に安心と安全」を提供する。

2. 安全方針

- (1) 輸送の安全確保が事業の根幹であることを肝に銘じ推進する。
- (2) コンプライアンスを遵守し、健全な状態での輸送を推進する。
- (3) 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修等で意識・技能向上を図り、経営トップによる社員からの安全に関する意見の吸い上げを行い浸透させる。
- (4) 各自の現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット、遭遇した体験談を語る場を設け、合わせて資料集計し共有化し安全輸送に活用する。
- (5) 他社、自社の事故事例に基づいた安全検証を行い、改善ポイントを整理・分析し、継続した安全運行の改善を実施する。
- (6) 労働時間改善、デジタルも活用した新たな安全ルール（点呼・飲酒運転・デジタコ等）を実践する。

3. 安全重点施策

- (1) 計画的な人材確保と乗務員の労働環境整備に取り組む。
- (2) 安全を確保する乗務員教育（特に初任教育重視）、事故防止対策の機会を増やし乗務員のスキル向上を継続的に図る。
- (3) 先進的安全技術車両の計画的な導入を継続する。

- (4) 交通事故、自然災害、バスジャック・テロ等の緊急時対応見直しと迅速・適切なフォローアップ体制を実践する。
- (5) 飲酒運転、迷惑運転（あおり・ながら等）の悪質な法令違反の根絶を指導する
- (6) 高齢者の事故（車内事故・歩行者・車両運転者等）防止の取り組み。
- (7) 原因分析に基づく事故防止対策と関係者の連携による安全体質を強化する。

4. 輸送の安全に関する目標と取り組み状況

【令和6年度災害発生抑止実績】

	目 標	結 果
(1) 死亡事故・重大事故の撲滅	： 0 件 ⇒	0 件（目標達成）
(2) 自責事故の低減	： 0 件 ⇒	0 件（目標達成）
(3) 自損事故の低減	： 0 件 ⇒	1 件（目標未達）

- ・今年度も重大事故・自責事故について目標を達成したが、自損事故が未達となり事故原因の更なる詳細分析と対策が次年度の課題として残る。

【令和7年度災害発生抑止目標】

	目 標	結 果
(1) 死亡事故・重大事故の撲滅	： 0 件 ⇒	0 件 へ
(2) 自責事故の低減	： 0 件 ⇒	0 件 へ
(3) 自損事故の低減	： 0 件 ⇒	0 件 へ（継続）

【取り組み内容】

- (1) ニュース等の事故事例を掲示し「事故防止」を呼びかける。
- (2) 乗務員のヒヤリ・ハット体験を吸い上げ「共通認識」として事故防止指導。
- (3) 物損事故を起こす要因を話し合い「安全アドバイス」としてまとめ指導。
- (4) 事故の多い冬期間の運転指示を実施。（冬道の安全5則の徹底）
- (5) 睡眠・休息・休憩等の健康に起因する事故予防を重点的に指導。
- (6) 「なれ・マンネリ化・過信等」によるヒューマンエラーの事故防止と運転時の集中維持を指導する。
- (7) ドライブレコーダー映像による、自己の運転内容を振り返る機会を増やし個々の改善・スキルアップの場を増やす。

5. 行政処分の公表

2024年度中当社の行政処分は受けておりません。

6. 事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条に規定する事故報告を行う。（前年度：発生無し）

7. 安全管理規定

別紙の通り定めております。

8. 輸送の安全のために講じる計画・処置

(1) 乗務員教育

- ① 法令の定める安全教育事項の年間教育を実施する。
- ② 高齢乗務員が増加傾向にあり、外部講習への参加を推進する。
- ③ ドライブレコーダーの録画を使用した実技指導の機会を増やす。
- ④ 現場にヒヤリ・ハット「メモ」を置き現場における安全に関する声、ヒヤリハット、遭遇した体験を吸い上げて共有化し事故の削減を図る。

(2) 外部研修会への積極的な参加を推進する。

- ① 外部研修・外部講習（バス協会・N A S V A等）の参加・開催を実施する。
- ② 法定資格者の増員対応を実施する。（運行管理者・整備管理者、各補助者）

(3) 突発的な運転者の心身異常に対する、健康管理の重要性と改善の指導を図る。

(4) 会議の開催

- ① 幹部社員の2回／年の定例会議を実施する。（事業報告・輸送の安全報告等）
- ② 輸送の安全に関する取り組み報告の中間報告会を実施する。
- ③ 年度末事業展開・安全状況総括会議を実施する。

9. 安全に関する組織体制

「安全管理体制（組織図）」 参照。

10. 事故・災害に関する報告・連絡体制図

「緊急時の連絡体制」 参照。

- (1) 事故検討会を一定期間ごとに開催し、事故原因と背景を究明し、原因及び問題点などを抽出し対策を講じて再発防止に努める。
- (2) 安全推進委員会の開催。
年間の輸送の安全に関する目標と取り組みに基づき推進委員会を開催し事故防止の継続的推進を行う。
- (3) 緊急時想定訓練の実施。
- (4) 経営者と部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化をはかり、輸送の安全向上に努める。

1.1. 内部監査・他取り組み

- (1) 定期的な輸送の安全に関する内部監査を実施し、指摘事項の是正・処置による安全品質・法令遵守の向上を図る。⇒ 2回/年
- (2) 全国交通安全運動に準じた「輸送の安全強化運動」を実施する。
- (3) 経営トップへ定期的な各部門の安全への取組状況を報告し、継続した改善推進を実施し成果の向上を図る。

1.2. 貸切バス初任運転者に対する添乗による実技指導。

実施日程	実施内容（ルート等）
1日目	福田山工業団地→国道→県道→真室川町→国道→新庄市内 ・運転の基本（正しい姿勢の維持、車内機器の正しい運用等） ・市街地走行（狭隘路）の仕方、坂道発進 ・発進、停止の仕方（ブレーキ、アクセル）、対向車との間隔 ・高速道路の走行（進入・出・合流、車線変更、車間距離等） ・バスの特徴を理解させ急な運転の禁止（ブレーキの踏み方）
2日目	福田山工業団地→東北中央道→国道→金山町→国道 →東北中央道→新庄市内 ・国道、県道、町道等の走行の仕方 ・車庫入れのやりかた、車間距離の取り方、停止方法 ・計器の見方、アクセサリの使い方 ・運行する経路の確認、指示をし支障無いうよう指導 ・直進路・カーブの運転、法定速度、標識、急の付く運転の禁止 ・進路変更時の確認、カーブ手前の減速、適切なギヤー操作 エコ運転等
3日目	新庄市内→国道→庄内方面→国道→新庄市内 ・交差点の運転（適切な通過速度、手前での緩やかな減速、右左折時の安全確認等） ・駐車・構内の運転（バック時の後方確認、最小限の速度） ・停留所、停車時の運転（離席防止アナウンス、緩やかな減速、サイドブレーキの使用、発車時の着座確認、発車時のアナウンス等）
4日目	新庄市内→東北中央道→天童市内→東北中央道→新庄市内 ・高速道路、進入・合流・走行 ・車間距離、走行スピード、市街地の走行、車線変更 ・貸切バスの乗客対応について指導。 ・道路状況（時間帯、工事等）に応じた走行の注意点 ・添乗者、運転者相互の習熟度結果で改善指導
車種区分	大型バス
添乗者歴	乗務歴3年、統括運行管理者

13. 貸切旅客自動車運送事業に関する情報

(1) 人員体制に関する情報

	本社営業所	鮭川営業所
運転者	6	9
運行管理者	4	2
整備管理者	2	1

(2) 保有車両に関する情報

	車両数	年 式		ドラレコ	デジタコ
		最古	最新		
大型	2	2011	2013	2	2
中型	1	2018	2018	1	1
小型	7	2013	2024	7	7
	ASV	任意保険			
		対 人	対 物		
	2	無制限	無制限		
	1	無制限	無制限		
	5	無制限	無制限		

14. 2025年度 「教育訓練と取り組み」年間計画

別添-1 参照下さい。

15. 安全統括管理者に関わる情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しております。

常務取締役 五十嵐 健二

